参考資料

白岡市手数料条例の一部を改正する条例　新旧対照表

新	旧
別表（第２条関係） 手数料を徴収する事務：⑴～⑷⑹　略 手数料の金額：略	別表（第２条関係） 手数料を徴収する事務：⑴～⑷⑹　略 手数料の金額：略
⑷⑺　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第１項から第５項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。） 手数料の金額：ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条の２第３項の確認書若しくは同条第４項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しがあるもの ⑺　一戸建ての住宅 ａ　新築の場合は、１件につき　８，０００円 ｂ　増築又は改築の場合は、１件につき　１３，０００円 ⑷　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の	⑷⑺　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第１項から第３項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。） 手数料の金額：ア　長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）があるもの ⑺　一戸建ての住宅 ａ　新築の場合は、１件につき　６，０００円 ｂ　増築又は改築の場合は、１件につき　１０，０００円 ⑷　共同住宅等次に掲げる区分に応じそれ

	一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）であって、床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が５００平方メートル以内のもの a　新築の場合は、１件につき　１７，０００円 b　増築又は改築の場合は、１件につき　２５，０００円 イ　ア以外のもの (ｱ)　一戸建ての住宅 a　新築の場合は、１件につき　５７，０００円 b　増築又は改築の場合は、１件につき　８５，０００円 (ｲ)　共同住宅等				ぞれ次に定める額を申請戸数で除した額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） a　新築の場合は、１件につき　１３，０００円 b　増築又は改築の場合は、１戸につき　２１，０００円 イ　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写しがあるもの (ｱ)　一戸建ての住宅は、１件につき　２３，０００円 (ｲ)　共同住宅等は、１戸につき　７２，０００円を申請

	であって、床面積の合計が５００平方メートル以内のもの a　新築の場合は、１件につき　１２７，０００円 b　増築又は改築の場合は、１件につき　１９４，０００円				戸数で除した額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） ウ　ア又はイ以外のもの (ｱ)　一戸建ての住宅 a　新築の場合は、１件につき　５７，０００円 b　増築又は改築の場合は、１件につき　８５，０００円 (ｲ)　共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請戸数で除した額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） a　新築の場合は、１件につき　１２７，０００円 b　増築又は改築の場合

㈱　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項から第５項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第６条第２項の規定による申出がある場合に限る。）	前号の額に、第２８号に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに次のア又はイに定める額を更に加算して得た額 ア　イ以外のもの　１７４，６００円 イ　構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの　１２０，７００円
㈿　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	１件につき　第４７号ア㈦及び㈹並びにイ㈦及び㈹に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に２分の１を乗じて得た額
㈤～㈧　略	略

備考

１～７　略

	は、１戸につき　１９４，０００円
㈱　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項から第３項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第６条第２項の規定による申出がある場合に限る。）	前号の額に、第２８号に定める額を加算し、構造計算適合性判定を要する場合は、一の建築物ごとに次のア又はイに定める額を更に加算して得た額 ア　イ以外のもの　１７４，６００円 イ　構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの　１２０，７００円
㈿　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	１件につき　第４７号ア㈦及び㈹、イ㈦及び㈹並びにウ㈦及び㈹に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に２分の１を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
㈤～㈧　略	略

備考

１～７　略